

2020年7月13日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
丸紅新電力株式会社

東京エリア電気需給約款（低圧）訂正のお知らせ

丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

当社東京エリアの電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）別紙の内容に誤記がありましたので、一部訂正致します。ご迷惑をお掛けしまして申し訳ございません。これは、2020年4月7日付で本約款を訂正した際に、お知らせをした訂正箇所と別の箇所について、誤って従前記載をしていた単価と異なる単価を記載していたことによるものです。約款変更の際のダブルチェック体制の確立等、以後再発防止策を徹底いたします。

訂正内容の詳細については、別紙をご参照ください。

なお、お客さまの電気料金その他の契約内容については、お客さまの申込時からの変更はなく、今回の誤記訂正後の電気料金単価が適用されます。

【修正概要】

当社東京エリアのプランH従量電灯B/Cの「電力量料金」の記載に誤記がありましたので、訂正致しました。

以上

お客さまからのお問い合わせ先

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821

（ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日：休

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。



1. 訂正内容(下線部が誤記による訂正部分となります。)

別紙3「4. プランH従量電灯B」

(訂正前)

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120キロワット時までの1キロワット時につき	19円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円46銭
上記超過1キロワット時につき	30円57銭

(訂正後)

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120キロワット時までの1キロワット時につき	19円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円48銭
上記超過1キロワット時につき	30円57銭

別紙3「5. プランH従量電灯C」

(訂正前)

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120キロワット時までの1キロワット時につき	19円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円46銭
上記超過1キロワット時につき	30円57銭

(訂正後)

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120キロワット時までの1キロワット時につき	19円88銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円48銭
上記超過1キロワット時につき	30円57銭

以上